

国有地の取得に関する架空の話にご注意

未利用国有地については、公用・公共用の用途に利用するために地方公共団体等に直接売払う場合を除き、**一般競争入札によらず個人や特定の民間企業に対して直接随意契約で売払うことはありません**ので、十分ご注意くださいとともに、少しでも不審な点があれば、財務局・財務事務所・出張所へご照会・ご確認頂くようお願いいたします。

◆ 静岡市駿河区小鹿三丁目 228 番 17（小鹿住宅）

「財務省の外郭団体を名乗る者から、財務省の官舎を購入できると電話により架空の話を持ちかけられた。」との情報がありますので、ご注意ください。

<連絡先> 静岡財務事務所 管財課 Tel054-251-4325

◆ 静岡市葵区鷹匠二丁目 15 番 1 **《本財産は、売払い済です》**

「独立行政法人から随意契約で購入できるので、是非購入しないかとの架空の話を持ちかけられた。」との情報がありますので、ご注意ください。

<連絡先> 静岡財務事務所 管財課 Tel054-251-4325

◆ 浜松市中区広沢一丁目 110 番 25 外（広沢住宅）

「独立行政法人から随意契約で購入できるので、是非購入しないかとの架空の話を持ちかけられた。」との情報がありますので、ご注意ください。

<連絡先> 静岡財務事務所 管財課 Tel054-251-4325

◆ 三島市文教町一丁目 2803 番 41 外 **《本財産は、売払い済です》**

「独立行政法人から随意契約で購入できるので、是非購入しないかとの架空の話を持ちかけられた。」との情報がありますので、ご注意ください。

<連絡先> 沼津出張所 統括国有財産管理官 Tel055-933-5800

◇ この他、「国から財団法人を介して直接購入できるので、話に乗らないか」といった話を持ちかけられたとの情報もありますので、ご注意ください。